

各位

全3ページ
登録速報(2024-209)
2024年10月30日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2024年10月30日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24345号
名称：クミガードSC

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項を次のとおり変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「キャベツ」、「レタス」を追加する。
- ・作物名「ぶどう」に適用病害虫名「さび病」を追加する。
- ・作物名「りんご」に適用病害虫名「すす点病」を追加する。
- ・作物名「ばれいしょ」の適用病害虫「軟腐病」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項」の6)を変更、3)を追加し、以降を繰り下げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

【変更】

6) キャベツ、はくさいおよびレタスに使用する場合は、結球期以降の散布は薬害を生じるおそれがあるので、結球初期までに散布すること。

【追加】

3) 無人航空機で散布する場合は次の注意を守ること。

- ① 散布は散布機種¹の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散によって自動車の塗装などに被害を与えるおそれがある等、各分野に影響があるので、散布区域の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。

別紙 1

6. 適用病害虫の範囲及び使用方法
【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農薬の総使用回数		
<u>ばれいしょ</u>	疫病 軟腐病	500 倍	100～ 300L/10a	-	-	散布	-		
	<u>軟腐病</u>	8 倍	1.6L/10a			<u>無人航空機による散布</u>			
		16 倍	3.2L/10a						
<u>キャベツ</u>	黒腐病	500 倍	100～ 300L/10a			-		-	散布
<u>レタス</u>	軟腐病								
<u>りんご</u>	<u>すす点病</u> すす斑病 炭疽病	1000 倍	200～ 700L/10a	-	-	散布			
<u>ぶどう</u>	べと病 <u>さび病</u>	1000 倍							

別紙 2

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 2) 本剤は長時間貯蔵しておくとは分離するので、使用の際は容器をよく振って均一な状態に戻してから所定量を取り出すこと。なお、希釈する場合は、所定量の水に加えてから十分攪拌すること。
- 3) 無人航空機で散布する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車の塗装などに被害を与えるおそれがある等、各分野に影響があるので、散布区域の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- 4) かんきつに使用する場合は次の事項に注意すること。
 - ① 発芽期以降は薬害（スターメラノーズ）を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用すること。特に果実の着生時期の散布では厳守すること。
 - ② 樹勢の弱い木への散布や異常気温の予想される場合の散布はさけること。
- 5) ぶどうに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用することが望ましい。また、果房の汚れを生じるので、無袋状態での使用は注意すること。
- 6) りんごに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用することが望ましい。また、サビ果が多くなるおそれがあるので、落花直後から落花後 30 日頃までは使用しないこと。
- 7) キャベツ、はくさいおよびレタスに使用する場合は、結球期以降の散布は薬害を生じるおそれがあるので、結球初期までに散布すること。
- 8) 適用作物群に属する作物またはその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 9) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上